



県 章

沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 区営土地改良事業計画変更の認可（村づくり計画課）…………… 1
- 沖縄県立博物館・美術館の観覧料及び利用料金の承認（文化振興課）…………… 1
- 道路の区域の変更（道路管理課）…………… 5
- 国道の供用の開始（道路管理課）…………… 5
- 公共測量の実施の終了の通知・3件（道路管理課）…………… 5

公 告

- 開発行為に関する工事の完了（建築指導課）…………… 6
- 特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告（県立総合教育センター）…… 6
- 特定調達契約に係る一般競争入札の公告（県立総合教育センター）…………… 7

正 誤

- 平成19年10月 5日付け公報定期第3595号中訂正 …………… 9

告 示

沖縄県告示第245号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、区営土地改良事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成26年 4月15日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 土地改良事業を行う者の名称 金武町土地改良区
- 2 地区名及び事業名
 - (1) 地区名 金武町土地改良区地区
 - (2) 事業名 土地改良事業（農業用排水施設）
- 3 認可年月日 平成26年 4月 4日

沖縄県告示第246号

沖縄県立博物館・美術館の設置及び管理に関する条例（平成18年沖縄県条例第72号）第11条第5項及び第19条第3項において準用する第11条第5項の規定により、次のとおり沖縄県立博物館・美術館の観覧料及び利用料金を承認した。

平成26年 4月15日

沖縄県文化観光スポーツ部長 湧 川 盛 順

- 1 施設の名称 沖縄県立博物館・美術館
- 2 指定管理者

文化の杜共同企業体

代表者	那覇市久茂地2丁目2番2号	株式会社沖縄文化の杜
	那覇市久茂地2丁目2番2号	株式会社沖縄タイムス社
	浦添市勢理客三丁目9番11号	株式会社国際ビル産業

3 観覧料及び利用料金の適用年月日 平成26年 4月 1日

4 観覧料の額

(1) 常設展

区分		観覧料の額（1人につき）	
		個人の場合	団体の場合
博物館施設	一般	410円	330円
	大学生及び高校生	260円	210円
	中学生及び小学生	150円（県外の中学生及び小学生に限る。）	120円（県外の中学生及び小学生に限る。）
美術館施設	一般	310円	250円
	大学生及び高校生	210円	170円
	中学生及び小学生	100円（県外の中学生及び小学生に限る。）	80円（県外の中学生及び小学生に限る。）

備考

- 1 「一般」とは、「大学生及び高校生」及び「中学生及び小学生」のいずれにも該当しない者（小学校就学の始期に達するまでの者を除く。）をいう。
- 2 「大学生及び高校生」とは、大学の学生及び高等学校の生徒その他これらに準ずる者をいう。
- 3 「中学生及び小学生」とは、中学校の生徒及び小学校の児童その他これらに準ずる者をいう。
- 4 「団体の場合」とは、20人以上の団体の観覧する場合及び教育委員会規則で定める場合をいう。

(2) 1年間を通して常設展、企画展又は特別展を観覧しようとする場合の観覧料

区分		観覧料の額（1人につき）		
		一般	大学生及び高校生	中学生及び小学生
博物館施設	常設展	1,200円	750円	450円（県外の中学生及び小学生に限る。）
	常設展、企画展及び特別展	3,700円	2,300円	1,200円（県内の中学生及び小学生にあっては、850円）
美術館施設	常設展	900円	600円	300円（県外の中学生及び小学生に限る。）
	常設展及び企画展	3,900円	2,600円	1,300円（県内の中学生及び小学生にあっては、1,000円）

備考

- 1 「一般」とは、「大学生及び高校生」及び「中学生及び小学生」のいずれにも該当しない者（小学校就学の始期に達するまでの者を除く。）をいう。
- 2 「大学生及び高校生」とは、大学の学生及び高等学校の生徒その他これらに準ずる者をいう。
- 3 「中学生及び小学生」とは、中学校の生徒及び小学校の児童その他これらに準ずる者をいう。

5 施設利用料金の額

(1) 施設利用料金

ア 博物館施設利用料金

区分	利用料金の額（1日につき）
企画展示室	入場料を徴収しない場合 29,930円

	入場料を徴収する場合	89,790円
特別展示室	入場料を徴収しない場合	39,190円
	入場料を徴収する場合	117,570円
実習室	入場料を徴収しない場合	9,260円
	入場料を徴収する場合	27,770円
講座室	入場料を徴収しない場合	16,350円
	入場料を徴収する場合	49,060円

イ 美術館施設利用料金

区分		利用料金の額（1日につき）
県民ギャラリー1		8,330円
県民ギャラリー2		7,710円
県民ギャラリー3		7,710円
県民ギャラリースタジオ		8,430円
県民アトリエ	入場料を徴収しない場合	7,200円
	入場料を徴収する場合	21,600円
子供アトリエ	入場料を徴収しない場合	7,710円
	入場料を徴収する場合	23,140円
企画展示室1	入場料を徴収しない場合	33,740円
	入場料を徴収する場合	101,210円
企画展示室2	入場料を徴収しない場合	41,860円
	入場料を徴収する場合	125,590円
講座室	入場料を徴収しない場合	9,360円
	入場料を徴収する場合	28,080円

ウ その他施設利用料金

区分		利用料金の額（1時間につき）
講堂	入場料を徴収しない場合	3,500円
	入場料を徴収する場合	10,490円

備考

- 「入場料」とは、入場料、会費、会費整理費その他名称のいかんを問わず、入場の対価として徴収するものをいう。
- 利用料金が1時間を単位として定められている施設等の利用者が許可された利用時間を超過して当該施設等を利用する場合における利用料金は、この表の区分に従い、次のとおりとする。
 - 午前9時から午後6時（金曜日及び土曜日にあつては、午後8時）までの間は、超過時間30分間（30分間に満たない端数は、これを30分間とする。）につき、当該区分に定める額の2分の1の額に100分の120を乗じて得た額

(2) 午後6時(金曜日及び土曜日にあつては、午後8時)後は、超過時間30分間(30分間に満たない端数は、これを30分間とする。)につき、当該区分に定める額の2分の1の額に100分の150を乗じて得た額

(2) 附属設備利用料金

ア 附属設備(冷房設備を除く。)の利用料金

種別	品名	単位	利用料金の額
舞台器具	演台	1台	310円
	花台	1台	100円
	司会台	1台	150円
音響器具	メインスピーカー	1式	1,030円
	コンデンサーマイク	1本	310円
	ワイヤレスマイク	1本	620円
	ダイナミックマイク	1本	210円
	ビデオテープレコーダー	1台	720円
	DVDプレーヤー	1台	1,290円
	CD、MDプレーヤー	1台	410円
	HD/DVDレコーダー	1台	1,290円
照明器具	ボーダーライト	1列	310円
	サスペンションライト	1列	510円
	アッパーホリゾンライト	1列	720円
	シーリングライト	1列	620円
	センターピンスポットライト	1台	410円
その他	書画カメラ	1台	820円
	ビデオプロジェクター	1台	1,440円
	電動スクリーン	1式	1,130円
	35ミリフィルム映写機	1式	5,140円

備考 附属設備利用料金は、1ステージごとの額とする。ただし、長時間連続して利用する場合は、4時間ごとに1ステージとみなす。

イ 冷房設備の利用料金

区分	品名	単位	利用料金の額
博物館施設	企画展示室	1時間までごとに	650円
	特別展示室	1時間までごとに	850円
	実習室	1時間までごとに	200円
	講座室	1時間までごとに	350円
美術館施設	県民ギャラリー1	1時間までごとに	180円

	県民ギャラリー 2	1 時間までごとに	170円
	県民ギャラリー 3	1 時間までごとに	170円
	県民ギャラリースタジオ	1 時間までごとに	190円
	県民アトリエ	1 時間までごとに	150円
	子供アトリエ	1 時間までごとに	170円
	企画展示室 1	1 時間までごとに	730円
	企画展示室 2	1 時間までごとに	910円
	講座室	1 時間までごとに	210円
その他施設	講堂	1 時間までごとに	610円

沖縄県告示第247号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部道路管理課及び沖縄県南部土木事務所において、平成26年4月15日から同月28日まで一般の縦覧に供する。

平成26年4月15日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 507号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

旧新の別	区間	敷地の幅員	延長
旧	八重瀬町字具志頭632番1から 那覇市字国場363番1まで	8.0m ～ 31.2m	10,329.0m
	南風原町字津嘉山942番1から 南風原町字津嘉山1335番1まで	30.0m ～ 46.6m	1,123.5m
新	八重瀬町字具志頭632番1から 那覇市字国場363番1まで	8.0m ～ 31.2m	10,329.0m
	南風原町字津嘉山942番1から 南風原町字津嘉山1335番1まで	27.4m ～ 66.6m	1,123.5m

沖縄県告示第248号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、国道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部道路管理課及び沖縄県南部土木事務所において、平成26年4月15日から同月28日まで一般の縦覧に供する。

平成26年4月15日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 路線名 507号
- 2 供用開始の区間 南風原町字津嘉山942番1から南風原町字津嘉山267番1まで
- 3 供用開始の期日 平成26年4月15日

沖縄県告示第249号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、沖縄総合事務局北部ダム統合管理事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

平成26年 4月15日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 公共測量を実施した地域 国頭村
- 2 公共測量を実施した期間 平成26年 1月29日から同年 3月20日まで
- 3 作業種類 公共測量（水準測量）

沖縄県告示第250号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、沖縄総合事務局北部ダム統合管理事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

平成26年 4月15日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 公共測量を実施した地域 大宜味村及び東村
- 2 公共測量を実施した期間 平成25年11月20日から平成26年 3月20日まで
- 3 作業種類 公共測量（水準測量）

沖縄県告示第251号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、八重瀬町長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

平成26年 4月15日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 公共測量を実施した地域 島尻郡八重瀬町字伊覇、字上田原、字東風平及び字友寄のそれぞれ一部
- 2 公共測量を実施した期間 平成25年 7月 1日から平成26年 3月25日まで
- 3 作業種類 公共測量（街区・画地出来形確認測量及び4級基準点測量）

公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成26年 4月15日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成25年 8月29日 沖縄県指令土第1054号、平成25年11月26日 沖縄県指令土第1254号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 石垣市字石垣774番 1ほか11筆
- 3 公共施設の種類、位置及び区域
 - (1) 種類 道路及び公園
 - (2) 位置及び区域 次の図のとおり
（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を沖縄県土木建築部建築指導課において縦覧に供する。）
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 那覇市山下町11番 1号101 株式会社サザンアイランドコンサル 代表取締役 上野晃嗣
- 5 検査済証番号 平成26年 3月31日 第4101号
- 6 工事完了年月日 平成26年 1月27日

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受

ける契約の一般競争入札に参加できる者の資格、申請方法等について、次のとおり公告する。

平成26年4月15日

沖縄県立総合教育センター所長 山 田 保

- 1 特定役務の種類 進路相談支援システム構築委託
- 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者とする。
 - (1) 営業年数が平成26年4月1日現在において5年以上であること。
 - (2) 法人にあっては、資本金、基本金その他これらに準ずるものの額が1000万円以上であること。
 - (3) 従業員の数が15人以上であること。
- 3 一般競争入札に参加することができない者 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者及び同条第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後3年間の範囲内で知事が定める入札参加停止期間を経過していないもの
- 4 申請の方法等
 - (1) 申請の方法 この公告による一般競争入札の参加資格（以下「入札参加資格」という。）の登録を申請する者は、次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を直接又は書留郵便により(2)に掲げる場所に提出するものとする。
 - ア 一般競争入札参加資格登録申請書
 - イ 法人にあっては、登記事項証明書
 - ウ 個人にあっては、本籍地の市町村長の発行する身元（分）証明書
 - エ 直近の貸借対照表、損益計算書その他の財産及び損益の状況を示す書類
 - オ 入札参加資格の登録を申請する日前の直近3年間の都道府県民税及び事業税に関し滞納がないことを証する書類
 - (2) 一般競争入札参加資格登録申請書の配付場所、申請書等の提出場所及び申請に関する問合せ先 沖縄県立総合教育センター 〒904-2174 沖縄市与儀三丁目11番1号 電話番号098-933-7555
 - (3) 申請書等の受付期間 平成26年4月15日から同月25日まで（土曜日及び日曜日を除く。）とし、受付時間は、それぞれの日の午前9時から午後5時までとする。
 - (4) 申請書等に使用する言語及び通貨
 - ア 言語 日本語
 - イ 通貨 日本国通貨
- 5 入札参加資格の審査結果 郵便により通知する。
- 6 入札参加資格の有効期間 入札参加の資格を付与された日から平成27年3月31日までとする。
- 7 入札参加資格に係る登録事項の変更 入札参加資格を有する者は、当該入札参加資格の有効期間内に次に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、資格申請事項変更届を提出しなければならない。
 - (1) 商号又は名称
 - (2) 住所又は所在地
 - (3) 氏名（法人にあっては、代表者の氏名）
 - (4) 使用印鑑
 - (5) 法人にあっては、資本金、基本金その他これらに準ずるものの額
 - (6) 電話番号
- 8 入札参加資格の取消し等
 - (1) 入札参加資格の取消し等 入札参加資格を有する者が、3に掲げる者に該当するに至った場合においては、当該入札参加資格を取り消し、又はその事実があった後、県が定める期間は競争入札に参加させない。
 - (2) 入札参加資格の取消しの通知 入札参加資格を取り消したときは、当該取り消された入札参加資格を有していた者にその旨を通知する。
- 9 入札参加資格の適用範囲 この公告で定める入札参加資格は、沖縄県が実施する進路相談支援システム構築委託に係る一般競争入札に限り、適用する。

沖縄県が発注する物品等の調達契約のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定め

る政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものについて一般競争入札（以下「入札」という。）に付するので、次のとおり公告する。

平成26年4月15日

沖縄県立総合教育センター所長 山 田 保

1 入札に付する事項

- (1) 特定役務の名称及び数量 進路相談支援システム構築業務（以下「構築業務」という。） 一式
- (2) 特定役務の特質等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 納入の期限 平成27年3月31日（火曜日）
- (4) 納入の場所 沖縄県立総合教育センター

2 入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 平成26年4月15日付け沖縄県公報定期第4241号掲載の特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告による構築業務委託に係る入札参加資格を有すると認められた者
- (2) 仕様回答書を平成26年4月25日（金曜日）午後5時までに3(2)の場所へ提出し、仕様書に示す各項目を満たすことを証明した者

3 契約条項を示す期間及び場所

- (1) 期間 平成26年4月15日（火曜日）から同月18日（金曜日）までのそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
- (2) 場所 沖縄県立総合教育センター 〒904-2174 沖縄市与儀三丁目11番1号 電話番号098-933-7555

4 入札執行の日時及び場所

- (1) 日時 平成26年5月26日（月曜日）午後2時
- (2) 場所 沖縄県立総合教育センター本館4階第四研修室

5 入札保証金 見積る契約金額の100分の5以上の金額を4(1)の日時までに沖縄県立総合教育センターに納付すること。ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

- (1) 保険会社との間に沖縄県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合
- (2) 過去2年の間に国（独立行政法人、公社及び公団を含む。以下同じ。）又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを国又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体が証明する書類を提出する場合

6 入札の無効 次の入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
- (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
- (6) 入札条件に違反した入札
- (7) 連合その他不正の行為があった入札
- (8) 入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札

7 入札説明書及び仕様書の交付

- (1) 入札説明書及び仕様書を交付する期間 平成26年4月15日（火曜日）から同月18日（金曜日）までのそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
- (2) 入札説明書及び仕様書を交付する場所 沖縄県立総合教育センター

8 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わないもの又はくじを引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

9 契約事務を担当する部局等の名称及び所在地

- (1) 名称 沖縄県立総合教育センター
 (2) 所在地 〒904-2174 沖縄市与儀三丁目11番1号

10 契約の手続において使用する言語及び通貨

- (1) 言語 日本語
 (2) 通貨 日本国通貨

11 その他必要な事項

- (1) 入札書の提出方法 入札書は、郵送による場合を除き、4(1)の日時に4(2)の場所へ持参すること。電報及び電送による入札は、認めない。
 (2) 郵送による入札を希望する場合の入札書の提出の期限及び方法
 ア 期限 平成26年5月23日（金曜日）午後5時必着
 イ 方法 簡易書留郵便により沖縄県立総合教育センターに提出すること。
 (3) 最低制限価格 設定しない。
 (4) その他 詳細は、入札説明書による。

12 Summary

- (1) ARTICLES TO BE PURCHASED AND QUANTITY
 Academic and career counseling supporting system construction
 (2) DELIVERY DUE DATE
 Will be specified on our explanatory pamphlet.
 (3) DATE FOR BIDS
 2:00 p.m. May 26, 2014
 (4) POINT OF CONTACT
 Okinawa Prefectural General Education Center Office
 3-11-1 Yogi, Okinawa-City, Okinawa, Japan, 904-2174
 Telephone 098-933-7555

 正 誤

平成19年10月5日付け公報定期第3595号掲載の「道路の区域の変更（沖縄県告示第619号）」中次のとおり誤り。

ページ	行	誤	正
15	下から8	9,859.0m	10,329.0m
15	下から7	那覇市字国場363番4	那覇市字国場363番1
16	上から2	9,859.0m	10,329.0m
16	上から3	那覇市字国場363番4	那覇市字国場363番1

<p>発 行 所 沖 縄 県 総 務 部 総務私学課 電話番号 098-866-2074</p>	<p>印 刷 所 株式会社 ちとせ印刷 〒901-2131 浦添市牧港二丁目1番5号</p>
--	--